

設備工事情報シート	空調	Ⅱ-A-4-改 ₁	制定	2005年4月1日
			改訂	2016年3月1日
機器・材料	分煙システム		ミドリ安全エア・クオリティ編	

1. 目的・概要

平成15年5月施行の健康増進法とガイドラインにおいて、受動喫煙防止対策を講ずることが努力義務化され、可能な限り喫煙室を設置することとされた。

また、喫煙室の設置が困難な場合には、喫煙コーナーの設置が認められている。

このような社会的背景から、現状よりも一歩進めた、受動喫煙防止のステップアップ対策が必要とされてきている。

以下に、ミドリ安全エア・クオリティ(株)の業務用分煙機器について紹介する。

●健康増進法における受動喫煙防止措置

(1) 施設内全面禁煙

(2) 施設内分煙対策

① 事務所内と同等の空気環境を維持する。

・ 浮遊粉じん量 0.15mg/m³以下

・ 一酸化炭素濃度 10ppm以下

② 気流を確保する。

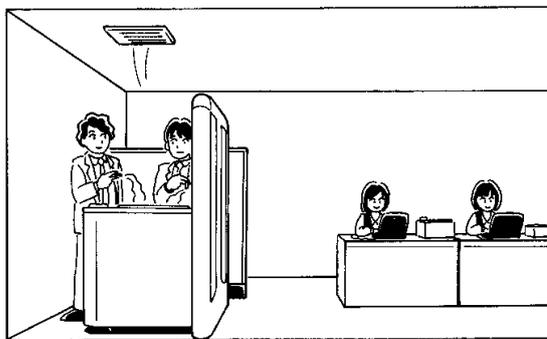
・ 非喫煙場所から喫煙場所へ0.2m/s以上の空気の流れを確保

③ 喫煙室内の空気を屋外に直接排気する。

2. 施設内分煙対策例

(1) 喫煙コーナー設置例

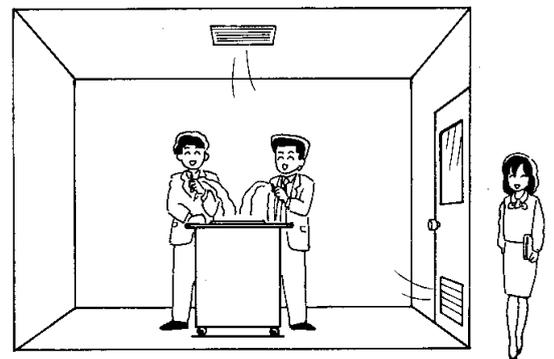
簡易間仕切壁＋換気装置＋分煙装置



喫煙コーナー設置例（図及び写真）

(2) 喫煙室設置例

間仕切壁＋換気装置＋分煙装置



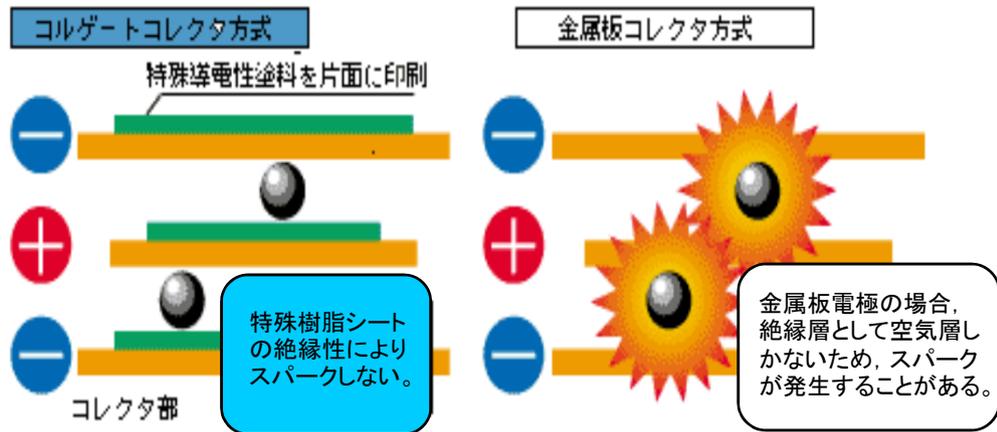
喫煙室設置例（図及び写真）

資 料

3. 集塵・脱臭方式

(1) 「コルゲートコレクタ」方式

- ①一般的な金属板コレクタ方式の場合、集塵部でスパークが発生することがあり、このとき心臓ペースメーカー等の医療機器に影響を及ぼす「電磁波ノイズ」が発生すると言われている。
- ②コルゲートコレクタ方式の場合、通常の使用状態ではこのようなスパークを起こさない。
- ③金属板コレクタ方式と比べ、電極の間隔を半分以下にできるため、高い集塵効率を発揮する。



コルゲートコレクタ方式と金属板コレクタ方式

4. 問い合わせ先

ミドリ安全エア・クオリティ株式会社

営業所	担当地域	住所	電話番号
本社	東日本地区	東京都渋谷区広尾5-4-3	03-3442-8272
名古屋	中部地区	愛知県名古屋市南区弥次工町4-6	052-612-1760
大阪	西日本地区	大阪府大阪市西区靱本町1-12-6 オカザキビル6F	06-6441-3456

ホームページアドレス <http://www.midori-maq.com>